

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号				
手続名	埋立地に関する処分の許可			根拠条項	第27条第1項				
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許を受けたものから「埋立地に関する処分の許可」の申請があった場合、次により審査する。</p> <p>1. 公有水面埋立法第27条第2項による。</p> <p>2. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1及び記の5による。</p>								
	受付機関	港湾課 (土木事務所)	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課 (土木事務所)	標準処理期間 標準経由期間	30日 10日	目次